

学位をめぐる問題に対する基本的な考え方について (検討資料)

1. 基本的な考え方

(1) 学問とは

近代世界においてアカデミズムをアカデミズム足らしめているものとは?
(=大学教育を大学教育足らしめているものとは?)

- ・「科学のエトス」(「社会理論と社会構造」ロバート・K・マートン、1947)

- ・普遍主義 (Universality)

「・・・科学のリストに入ってくる真理要求を受け入れるか拒否するかは、要求主体の個人的、社会的属性に左右さるべきではない。だから人種、国籍、宗教、階級、個人的因素などは、それ自体としては無関係である。つまり客観性は特殊主義を排除する。科学的に立証された方式は、客観的な継起や相関を述べるものであって、妥当性に関して特殊主義的な基準を押し付けようとするあらゆる努力に反対する。・・・」

- ・公有制 (Communality)

「・・・制度上科学をもって公共物の一部とみなす考えは、知見は交流すべきだという至上命令と結びついている。秘密主義はこの規範の反対物であり、完全かつ開放的な交流がこの規範から要求される。・・・」

- ・利害の超越 (Disinterestedness)

「科学には、一般に専門職業の場合とおなじように、基本的な制度的要素として利害の超越ということが含まれている。・・・利害を超越すべしという要求は、科学の公共性と検証可能性の中に確たる基礎をもっており、この事情が科学者の誠実さに寄与してきたのだと推察して差支えないであろう。・・・」

- ・系統的な懷疑主義 (Organized Skepticism)

「・・・科学的研究者は、聖と俗の間隙、あるいは無批判的な尊敬を要求するものと客観的に分析できるものとの間隙を温存しようするものではない。・・・」

- ・「ジャーナル共同体」論 (「専門知と公共性」 藤垣裕子)

・ジャーナル共同体の知識の審判機構が、科学者の研究の判定、蓄積、後進育成、社会資本の基盤にとって重要な役割を果たしていること

・ジャーナルによる知識の審判の境界が、当該分野の妥当性境界を形成するものであり、かつその妥当性境界は時々刻々更新されていく性質を持つこと

※nonacademicな分野における専門職能団体による教育課程のアcreditationなど

(2) 学位とは

- ・ Academic Degree=アカデミックコミュニティにおける階級
- ・ 自明の前提としての、個別の大学を超えて共有される「分野」とそれを担うアカデミックコミュニティの存在
- ・ 旧学位規則（昭和49年）

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものであること

第4条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与することであること

理念として保持し続けるべきもの

- 大学で教育研究の対象とされる学問（＝各学問分野）が本来的に具備すべき属性としての普遍性（一般性、超機関性、非個別性 etc.）
- それを担う大学横断的なアカデミックコミュニティ
(知の建設と批判の双方に広く開かれていること)
- ≠ 各大学を単位として独自に存立する学問分野
(専攻分野の名称が氾濫している状況に対して一般の人々が覚える素朴な違和感)

2. 学位をめぐる近年の状況について

(1) 高等教育人口の拡大と、それに伴う（必然としての）教育課程の多様化

(社会の変化とモード2的な知の活用の在り方の重要性の高まりなど)

→・同一分野に立脚する教育課程の中での多様化

・複合的な分野によって構成される教育課程の増加

・教授・学習の方法における変革（実践的な活動の重視など）

(2) 「分野別の教育課程編成上の参考基準」の基本的な企図

教育課程の多様化を是認しつつ、しかし同時に、各分野の教育で共有されるべき価値の核心部分（世界の認識の仕方・世界への関与の仕方）を改めて定義しようとするもの。

（「大学全体の多様化は大いに進んだ。しかしながら、学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった」（学士課程答申））

基本的な考え方

○学位に付記する専攻分野の名称には、一般的な学問分野の名称（複数の場合もあり得る）を用いることが望ましいこと

（教育課程の多様化が専攻分野名称の多様化に直結している現状は、専攻分野名称についての錯誤—教育課程の名称と分野名称が同一でなければならないという慣行・思い込みーの影響が大きいと思われること

○しかし、個別の学問分野への依拠が実質的に希薄な教育課程をどのように取り扱うか？

・大学教育として、知の在り方の「エトス」を放棄することがあってはならないだろう。

・しかしそれは必ずしも特定の学問分野に強く依拠することを義務とするものではないだろう。

・他方で、個別の大学がアトム的に教育内容の質保証を担うような状況が一方的に増大することは、大学教育全体の社会的信頼性を維持する上で望ましくないだろう。

・個別の大学の新しい試みと大学間連携による質保証（一般化）とのバランス、生成発展の力オースから安定化・一般化するダイナミズム